

# 75歳以上のみならず 平成20年4月から 医療の制度が変わります

## 老人保健制度→ 後期高齢者医療制度

75歳以上の人は全員が同じ  
医療制度に加入します

一定の障害のある65歳以上の人も加入します。

### 一人1枚の「保険証」で 病院にかかります

**従来の制度**

保険証 + 老人医療受給者証

**新制度**

入院の時は新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。



### 加入する人全員が 保険料を納めます

ほとんどの人が年金から差し引かれます  
年金から差し引きできない人は「納付書」で納めます。



### 病院に支払う金額や 受けられる 給付は今までと同じです

詳しくはお住まいの市役所・町役場の「老人医療」又は「後期高齢者医療」担当窓口へお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号

住所

被保険者氏名

生年月日

資格取得年月日

発効期日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号  
交付者（保険者の名称及び印）

静岡県後期高齢者医療広域連合

この様式は省令案に  
(平成19年6月)基づくものです。